

項 目	機器への表示内容について
<p>1 内容</p> <p>技術基準別表第十二 J 6 0 3 3 5 - 1 の 7 . 1 項に、製品の定格を表示する以下の要求がある。</p> <p>一定格入力又は定格電流。定格入力の単位はワット又はキロワットとし、定格電流の単位はアンペアとする。</p> <p>J 6 0 3 3 5 - 1 を適用する場合、機器に表示する内容は、「定格入力 ○○○ W」とすべきか。または、別表第八で規定されている「定格消費電力 ○○○W」としても問題ないか。教えてほしい。</p>	
<p>2 回答</p> <p>「定格消費電力」と表示しても問題ありません。</p> <p>(理由)</p> <p>J 6 0 3 3 5 - 1 の 7 . 1 項では「定格入力」という言葉自体を表示する要求はなく、同様な意味の「定格消費電力」等と表示しても問題ありません。</p>	